

学校法人東北公益文科大学役員の報酬等の支給の基準

制定 令和 2 年 3 月 27 日

改正 令和 3 年 5 月 26 日

(趣旨)

第 1 条 この基準は、学校法人東北公益文科大学（以下「法人」という。）の寄附行為第 33 条の 3 の規定に基づき、役員の報酬等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第 2 条 この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 役員の報酬等とは、報酬、その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員の報酬等には、学校法人東北公益文科大学給与規程（以下「給与規程」という。）に基づくものを含まない。
- (5) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第 3 条 役員に対して、報酬を支給するものとする。ただし、本学教員の職にある役員のうち給与規程に基づく給与を支給されている者、公務員の職にある役員及び自ら報酬支給の辞退を申し出た役員には、報酬を支給しないことができる。

- 2 役員退職金は支給しない。ただし、特に顕著な功績があると認められる役員の退任における慰労金は、理事長の報酬年額と同額を上限とし、理事会の議決を経て支給することができる。

(報酬の額の算定方法)

第 4 条 理事長に対する報酬の額は、別表に定める額を上限とし、理事会の議決を経て決定する。

- 2 常勤の役員に対する報酬の額は、別表に定める額を上限とし、理事長が決定する。
- 3 非常勤の役員に対する報酬の額は、別表に定める額とする。

(報酬の支給方法)

第 5 条 理事長及び常勤の役員に対する報酬の支給日は、毎月 21 日とする。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。

- 2 非常勤の役員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人運営のための業務にあたった都度、支給する。

3 報酬は、通貨で直接役員に支給するものとする。ただし、役員が同意した場合には、銀行その他の金融機関に設けた当該役員が指定する当該役員名義の口座あてに振り込むことによって支給することができる。

4 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び当該役員から申し出のあった積立金等を控除して支給することができる。

(費用)

第6条 役員には、学校法人東北公益文科大学旅費規程の規定により、旅費を支給する。

2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給することができる。

(報酬の日割り計算)

第7条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。

3 前2項の事由に該当する者の報酬月額は、その月の全日数から休日、日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割り計算を行うものとする。

4 前項の計算において、1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(公表)

第8条 本法人は、この基準をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第9条 この基準の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第10条 この基準の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附則

1 この基準は、令和2年4月1日から施行する。

附則

1 この基準の改正は、令和3年5月27日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別表（第4条関係）

対 象	定める額等	
理 事 長	報酬の上限額	
	月額 850,000円（年額 10,200,000円）	
常勤の役員	報酬の上限額	
	月額 550,000円（年額 6,600,000円）	
非常勤の役員	業務内容	報酬額
	理事会等の会議への出席	日額 10,300円
	上記の他の法人業務	日額 10,300円